

研修用パソコン賃貸借契約書（案）

1 業 務 名 研修用パソコン賃貸借

2 賃貸借期間 自 令和9年1月1日 至 令和9年3月31日

3 賃貸 借料

	千	百	十	万	千	百	十	円
¥								

うち取引に係る消費税
及び 地方消費税の額

	百	十	万	千	百	十	円
¥							

上記賃貸借について、公益財団法人ソフトピアジャパン（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）との間において、次の条項により研修用パソコン賃貸借契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲及び乙は、「研修用パソコン賃貸借」（以下「本物件」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の「研修用パソコン賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（契約の趣旨）

第2条 乙は、その所有にかかる本物件を頭書の期間中、頭書の賃貸借料をもって甲に賃貸する。

（賃貸借料の請求時期）

第3条 乙は、甲の定める手続きに従い、賃貸借料の支払いを請求するものとする。請求日は、対象となる賃貸借月の翌月1日（最終月においては賃貸借期間満了日）とする。

2 前項の請求額は、頭書の賃貸借料（消費税額及び地方消費税額を除く。）を賃貸借期間の月数で除した額（1円未満の端数は切り捨て）に、当月分の消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。ただし、各月額端数処理により生じた契約金額との差額（端数）は、初回の支払い時に加算して支払うものとする。

3 契約の始期及び終期において1月に満たない端数の期間が生じた場合の賃貸借料は、その月の日数による日割計算により得た額とする。

4 甲は、第1項の正当な請求書を受理したときは、その日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

（賃貸借の変更、中止）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して書面による通知により、賃貸借の内容を変更し又は賃貸借内容の全部若しくは一部を一時中止させることができる。

この場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議し、賃貸借期間若しくは賃貸借料を変更し必要な費用等を甲が負担しなければならない。

（甲の任意解除権）

第5条 甲は、必要があるときは、第17条及び第22条の規定にかかわらず、乙に対して書面により通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合において、甲は、解除により乙に生じた実損害があるときは、甲乙協議のうえこれを賠償するものとする。ただし、当該賠償額は、残存する契約期間に係る賃貸借料の総額を超えないものとする。

（賃貸借の期間の更新）

第6条 甲は、この契約期間満了後、引き続き本物件を賃借しようとするときは、甲乙合意した条件等により、引き続き本物件の賃貸借契約を締結することができる。

2 前項について、甲は、契約期間満了の少なくとも1ヶ月前までに、引き続き賃借しようすることを乙に通知しなければならない。

（賃貸借物件の返還）

第7条 甲は、本物件を賃貸借期間終了後速やかに、乙に返還するものとする。

2 前項に規定する返還に要する費用は乙の負担とする。

3 甲は、本物件の返還にあたり、甲の責任においてデータのバックアップを行うものとする。

4 乙は、本物件の返還を受けた後、速やかに本物件に記録された一切のデータを復元不可能な状態に消去しなければならない。また、乙はデータ消去完了後、速やかに甲に対しデータ消去完了証明書を提出するものとする。

（転貸等の禁止）

第8条 甲は、本物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡する等乙の権利を侵害する行為は一切することができない。ただし、乙が承諾したときはこの限りでない。

（知的財産権の保証）

第9条 乙は、本物件（インストールされているソフトウェア等を含む。）の貸与が、第三者の著作権、特許権等の知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

2 本物件の使用に関して、第三者から甲に対して権利侵害の申し立て等があった場合は、乙は自己の責任と負担においてこれを解決し、甲に一切の損害を及ぼさないものとする。

（仕様書不適合の場合の交換業務）

第10条 乙は、機器等が仕様書に適合しないと判明した場合において、甲がその交換を要したときは、無償でこれに従わなければならない。

（経済事情の激変等による契約金額の変更）

第11条 履行期限内に経済事情の激変又は、予期することのできない理由の発生により契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。

（賃借人の管理義務）

第12条 甲は、本物件を使用するにあたり善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 天災、地変その他の不可抗力による機器等の事故に対しては、甲はその責めを負わないものとする。

（管理費用の負担）

第13条 乙は、本物件に対する動産保険料を負担するほか、甲が善良な管理者の注意をもって本物件を使用していた場合の本物件の修繕又は保存に要する経費を負担する。

2 甲は、別添仕様書により、乙に機器等の障害対応業務を行なわせるものとする。

3 甲が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより、本物件を滅失、毀損又は盗難等

により喪失した場合、甲は乙に速やかに通知し、その損害を賠償するものとする。ただし、第1項に定める動産保険が適用される場合、甲は当該保険金により填補されない免責金額及び損害額についてのみ賠償の責を負うものとする。

(違約金の徴収)

第14条 甲は、乙の責に帰する理由により履行期限内に賃貸借業務を完了しないときは、その期限の翌日から遅延日数に応じ、未済部分に対応する金額に対し、民法第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額を違約金として徴収する。ただし、天災その他避けることのできない理由により甲において納期限の延長を認めたときは、この限りではない。

2 前項の違約金は、賃貸借業務のうち遂行済みの業務に対し甲が乙に支払うべき金額または契約保証金があるときは、当該支払い分から控除することができる。

(履行確認検査)

第15条 乙は別添仕様書により甲による履行検査を受けるとともに、必要な提出書類を甲に引き渡さなければならない。

2 前項の履行確認検査の結果、その内容に補修を要するものがある場合には、乙は速やかに所定の修補を行い、再検査を受けなければならない。

3 第1項の履行確認検査又は前項の再検査に合格したときをもって、当該検査に係わる業務が完了したものとする。

(賃貸借機器の契約不適合)

第16条 乙は、本物件に契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲乙協議のうえ当該契約不適合を解決するものとする。ただし、当該契約不適合が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(甲の契約解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。

(2) 乙又はその使用人が検査もしくは監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(3) 前各号のほか、契約不履行のおそれがあると認められるとき。

2 甲は、乙が前項各号の一に該当したことにより契約を解除した場合は、賃貸借料の10分の1に相当する額の違約金を徴収することができる。この場合において乙は、異議なくこれに応じなければならないものとし、その契約解除の通知により本契約は終了したものとする。

3 前項の違約金は、甲が乙に支払うべき契約金額又は契約保証金があるときは、当該支払分から控除することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第17条の2 甲は、乙（乙が共同企業体の場合は、その代表者又は構成員）が本件契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして独占禁止法に基づく排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該処分取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（当該処分取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 公正取引委員会が乙に独占禁止法違反行為があったとして行った排除措置命令又は課徴金の納付命令に対し、乙が独占禁止法により当該処分取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対する刑法第96条の6若しくは第198条の規定による刑又は独占禁止法違反の罪による刑が確定したとき。

（談合その他不正行為があった場合の違約金等）

- 第17条の3 乙は、本件契約に関し、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、甲に対して違約金として頭書の賃貸借料の10分の1に相当する額を甲が指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第4号までのうち、命令の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法第6項で規定する不当廉売である場合、その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の規定は、本件契約の終了後においても適用があるものとする。
- 4 乙が第1項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に規定する法定利率で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団排除措置による解除）

- 第17条の4 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (3) 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
- (4) 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用しているとき。
- (5) 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、頭書の賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（情報提供等）

- 第18条 甲は、乙が本契約履行のために必要な情報及び資料の提供に協力する。
- 2 乙は、前項の規定により提供された情報等を本業務の目的以外に使用してはならない。また、甲が提供した資料は善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

（機密保持）

- 第19条 乙は、本業務の実施に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に

使用し又は第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項の規定に拘わらず、特に定めがない限り次の各号の情報を機密情報として扱わない。

- (1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報、又は開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報
- (2) 甲又は第三者から開示された情報によらず、独自に開発した情報
- (3) 開示を受けた時点で既に公知であったもの、又は開示後自己の責によらないで公知となった情報

3 甲は、乙が第1項の規定に違反した場合は、乙より頭書の賃貸借料の100分の5に相当する違約金を徴収する。

4 乙は前項の場合において、甲に違約金を超える金額の損害が生じたときは、当該金額から違約金を控除した額を甲に賠償しなければならない。

5 乙が第1項の規定に違反したことにより第三者に損害を与えた場合には、乙は自己の責任と費用においてその損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が第3項の規定により違約金を徴収することを妨げない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(遅延利息)

第21条 乙が、この契約に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は乙から遅延日数につき、民法第404条に規定する法定利率で計算した額の遅延金を徴収する。

(契約外の事項)

第22条 この契約書に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地7

公益財団法人ソフトピアジャパン
理事長 松 島 桂 樹

乙 ○○市○○町○丁目○○番○号

○○株式会社○○支店
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○